

「こども110番の家」が 「子どもひなん所110番」 に変わりました！

<経緯> 名称を「子どもひなん所110番」に改め、地域の店舗・事業者への設置拡大を目指します！

「こども110番の家」事業は中学校区ごとの「戸田市青少年を育てる地域の会」等を中心に推進してきましたが、複数の地域の会の解散や、PTA・地域の方々の活動の負担を考慮し、また、令和5年3月に発生した市内中学校での切り付け事件などを踏まえ、子どもたちを犯罪から守る環境づくりをさらに拡大・推進するため、令和5年8月21日（「戸田市子どもひなん所110番事業実施要綱」施行日）以降は、市（児童青少年課）が主体となり、事業名称を「子どもひなん所110番」として運営を行います。

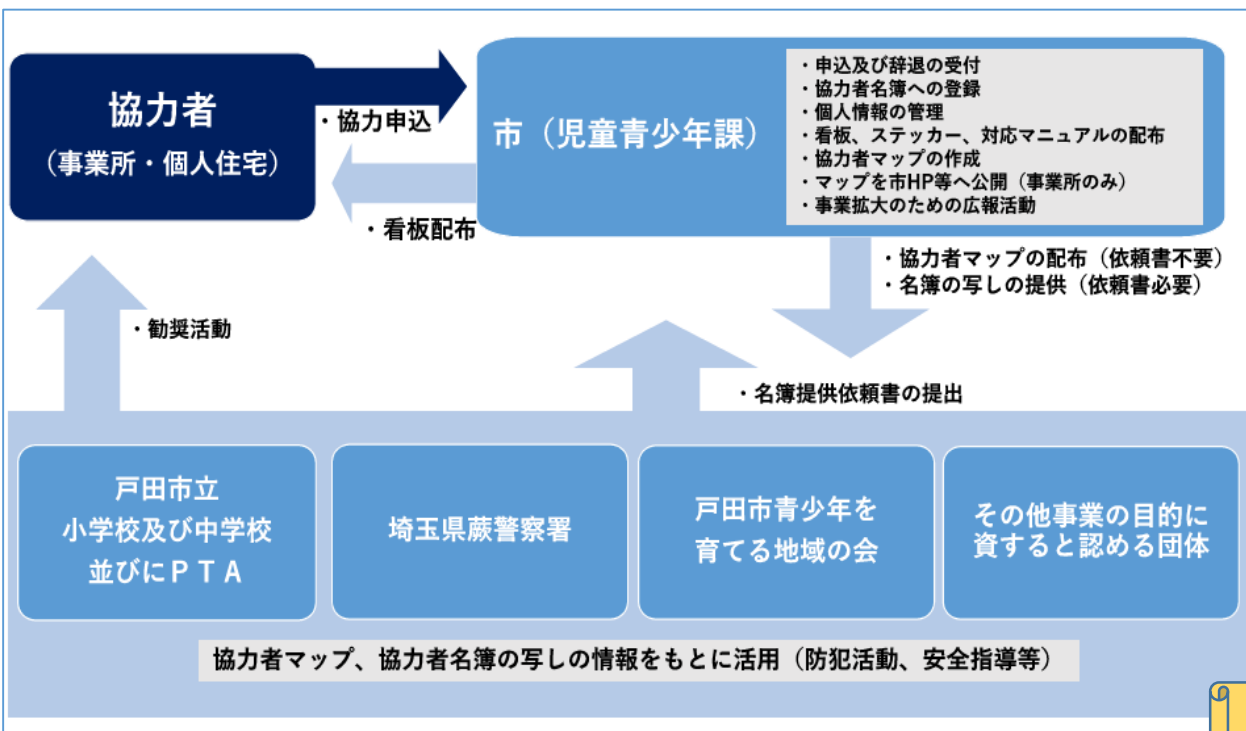
<協力者の方に関する変更点>

- ・協力の申込み（新規・継続）や協力者情報の管理先が市（児童青少年課）に一元化されます。
- ・子どもひなん所110番設置場所の市民への周知については、右下の「子どもひなん所110番設置場所の周知と協力者情報の取り扱いについて」をご確認ください。

<協力者の方の役割> 従来通り

協力の申込み（新規・継続）後、新しい看板等が届きましたら設置していただき、子どもが駆け込んできた際には保護、通報を行っていただきます。

<全体図>



看板も変わります！
申込後、市から看板と
ステッカーが郵送されます。



子どもひなん所110番設置場所の周知と協力者情報の取り扱いについて

- ①市ホームページに、子どもひなん所110番のマップ（地図）を掲載します。ただし、事業所の情報（位置、住所、店舗・事業所名）のみで、個人住宅は該当外です。
- ②個人住宅（位置、住所）を①に追記したマップは、防犯活動や勤奨活動に活用されるよう、別途、小中学校をはじめとした左図下部の関連団体へ提供します。
- ③マップに記載されない情報（事業所の代表・担当者名、電話番号／個人住宅の氏名、電話番号）は依頼書に基づき関連団体に提供します。

協力者の個人情報は、協力者の同意がある場合のみ、提供を行います。